

平成26年9月6日

「効果的な債権回収の手段について」

弁護士 関 口 慶 太

事例

Xは、建物の解体工事を目的とする会社である。建設会社Yは、平成25年7月1日、土地を更地にするため、Xに対し、500万円で建物の解体工事を発注し、Xはこれを受注した。Xは、同月20日、解体工事を終えた。そこで、Xは、Yに対し、同月21日、解体工事に係る請求書を発送した。しかし、Xが請求書を発送してから1年が経過しても、Yは解体工事の請負代金を支払わない。Xは、どのようにしてYから請負代金を回収すれば良いか。

第1 はじめに

資産のない取引先からの債権回収は、極めて難しい。
→情報収集、債権回収計画の重要性

第2 事前予防策等

1 契約書作成の重要性

事例：XとYは、解体工事に係る契約書を作成していなかった。
そもそも契約書がないのに契約が成立しているのだろうか。

2 契約により成立する担保の例

- (1) 不動産を担保にする方法
 抵当権、根抵当権
- (2) 動産を担保にする方法
 質権、動産譲渡担保
- (3) 債権を担保にする方法
 債権質、債権譲渡担保
- (4) 人を担保にする方法
 連帯保証

3 法律上当然に成立する担保の例

動産売買先取特権，留置権

4 取引先の資産を探す方法の例

事例：Xは，Yから何も担保を取っていなかった。
債権回収に向けて，Xは何を調査すべきか。

(1) 不動産を調査する。

- ・取引先の商業登記簿謄本（閉鎖事項証明書を含む）を確認する。
→本店，支店及び代表取締役の土地・建物の所有権を
不動産登記簿謄本で確認する。
- ・取引先の本店所在地周辺の住宅地図を確認する。
- ・法務局で不動産の所在場所を確認する。

(2) 取引先の取引先金融機関を調査する。

- ・金融機関を利用した取引の有無を確認する。
- ・不動産登記簿謄本から取引先の取引先金融機関が分かることがある。
- ・取引先付近及び取引先代表者の住所付近の金融機関を探す。
- ・取引先のホームページで探す。

(3) その他

- ・商品等の保管場所は？ 取引先の取引先は？

5 時効

事例：Xの社長は，「債権の消滅時効は10年のはずだから，当分
時効の心配はなく，債権回収の時間はある。」と考えている。
Xの社長の認識は正しいか。

一般的な商事債権の消滅時効期間は，5年（商法522条）。
ただし，より短期の消滅時効期間が定められていることがある。
時効期間にかかわらず，早期の債権回収に取りかかる必要がある。

第3 債権回収の方法

1 裁判所を利用しない方法の例

(1) 交渉, 内容証明郵便, 債務弁済契約, 相殺
債権譲渡, 準消費貸借契約, 念書, 第三者弁済, その他

(2) 公正証書

事例: XとYは, 交渉の結果, 債務弁済契約の作成に合意した。
この契約書を公正証書にする意味はあるだろうか。
Xは何に注意して公正証書を作成すれば良いだろうか。

2 裁判所を利用する方法の例

事例: ①調査の結果, Yの本店所在地の土地・建物が, Y所有であることが判明した。なお, 同土地・建物の全てを, Yが利用している様子である。②交渉の結果, Xの工事に問題があったなどとして, Yが請負代金の額を争う姿勢であることが判明した。

Xは, どのような債権回収手段を選択すべきか。

(1) 保全手続 (仮差押, 仮処分)

(2) 民事調停, 支払督促, 少額訴訟, 通常訴訟, 手形訴訟

(3) 強制執行 (不動産強制競売申立を例に)

以上